

令和4年 第1回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月18日(火) 14時00分から17時00分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(7人)

会長	9番	逢坂	裕明
委員	1番	古町	綾
	2番	三原	一英
	4番	近井	一夫
	5番	山下	篤
	7番	熊谷	源
	8番	赤樫	治
- 4 欠席委員(2人)

委員	3番	吉鷹	敬貴
	6番	佐々木	優
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)
 - 第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部	光夫
総括主幹	西本	利博
主査	沼田	かおる
主査	野戸	崇敬

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和4年第1回総会を開会いたします。
本日は、3番吉鷹委員、6番佐々木委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。
本日の出席委員は、9名中7名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、7番熊谷委員、8番赤樫委員にお願いします。
なお、本日の会議書記
には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。
以上で、日程番号1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明します。
議案書の1ページをご覧ください。
本件につきましては、令和●●年●●月●●日開催の第●●回農業委員会総会で決定した農地の所有権移転に係る不許可処分について、申請者の●●氏が申し立てた行政不服審査法に基づく審査請求に対し、令和●●年●●月●●日付けで北海道知事から、原処分を取り消す旨の裁決がありましたので、再審議を行うものであります。

事務局長

これは、今回「取り消し」となりましたので、原処分は当初からなかった状態になるということで、当初の申請が存続する状態に戻り、農業委員会が改めて申請に応答しなければならないということでもあります。

議案書2ページから9ページまでは、申請者から提出のありました許可申請書等資料となります。

議案書10ページには、農地法第3条調査書を記載しております。

位置図等の資料につきましては、議案書の11ページから13ページまでに記載のとおりです。

北海道知事からの裁決については、議案書の14ページから22ページに記載しており、裁決書について読み上げます。

議案書15ページをご覧ください。

(裁決書読み上げ)

以上が裁決書になります。

行政不服審査法第52条第1項では、「裁決は、関係行政庁（農業委員会）を拘束する。」とされ、また、同法第2項では、「申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し、若しくは棄却した処分が裁決で取り消された場合には、処分庁（農業委員会）は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。」と規定されております。

北海道知事の裁決により原処分が取消しとなりましたので、再審議では、「裁決の趣旨に従って処分を決定する必要がある」ということになり、これは、原処分と同様の理由では不許可とすることはできないということです。

北海道からは、制度として、必ず申請を認容すべき拘束を受けるものではなく、別の理由により再び不許可処分をすることが妨げられるものではないとの説明がありました。その場合には、不許可とする理由が農地法第3条第2項各号のいずれかに該当するかを明確にする必要があります。

ただ、この議案書の20ページから21ページの「2判断（1）原処分について」に記載のとおり、北海道は農地法第3条第2項各号のいずれにも該当すると認めることはできないと判断しております。

説明は以上です。

議長 　　ただいま、議案第1号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、質疑はございませんか。

委員 　　申請者は農業者でないから、農地を取得するためには農業経験のある人や機械を確保しなければならない。申請者は農地を取得するために、雇用実態がないにもかかわらず、書類上、農業者の名前を出して利用しているのではないか。これは名義貸しである。雇用関係がどのようになっているか、雇用時間、作業内容、機械のリース状況など、今後トラブルがないように改めて確認してほしい。
また、農業委員の立場として、適正に法に則って申請がされているか疑問がある。

議長 　　申請は正当な手順でなされています。

事務局長 　　農地法第3条の許可に係る事務は、第一号法定受託事務であり、法律と事務処理基準が定められております。

農地法に係る権利取得者が権利取得適格者であるかどうかは、当該許可申請が許可要件を具備しているかどうかについて判断すれば足り、私法上の効果等についてまで審査する必要がありません。

許可基準は、法第3条第2項の各号に該当するかどうかで許可・不許可を判断することになるかと思えます。極端な話、それ以外の部分については判断材料としないということと思えます。

効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるかの判断は、厳正に審査をしなければいけないのですが、処理基準では、いたずらに厳しく運用して排他的な取扱いをしないよう留意するとなっており、例えば、新規就農者については、研修を受けなければ必要な技術が確保されていると認められないとすることや農地等を借りて実績を作らなければ所有権の取得は認めないこと等の硬直的な運用は厳に慎むべきであるとされています。

今回の申請について許可するかしないかを国の法律・処理基準のみで判断することになりますので、それ以外の私法上の関係性については、ここで審査する必要はありません。

議長 　　ここで暫時休憩します。

議長 会議を再開します。
会場の時間が迫っておりますし、委員から質疑が出ましたが、
当人が不在の中、確認もできません。本案件については、継続案
件とし、近日中に再度、総会を開催し審査することにします。
委員から出た質疑事項については、事務局で確認をお願いします。

議長 次に、日程番号第3 議案第2号「農業経営基盤強化促進法第
18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
(所有権移転)」及び日程番号第4 議案第3号「農業経営基盤
強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の
決定について(賃貸借)」は関連性がありますので一括して議題
とします。事務局長から説明願います。

事務局長 議案第2号及び議案第3号は、農業経営基盤強化促進法第18
条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、審議
を求めるものであります。

議案書の23ページ及び24ページをご覧ください。

本件につきましては、平成●●年●●月●●日に開催された第
●●回農業委員会総会で、●●が所有する農用地を●●氏に所有
権移転し、さらに、その農用地を●●に賃貸借を行う旨、農用地
利用集積計画の決定をしておりましたが、このたび、残った農用
地についても同様に、所有権移転及び賃貸借を行おうとするもの
であります。

所有権移転及び利用権を設定する土地は●●筆で、所在はいず
れも登別市●●町であります。

1筆目は、地番が●●番、地目は公簿、現況ともに畑で、面積
は●●㎡、2筆目は、地番が●●番●●、地目は公簿が畑、現況
が牧場で、面積は●●㎡となっております。

賃貸借の期間は、許可日から令和●●年●●月●●日までとな
っております。

位置図等の資料につきましては、議案書の25ページから27
ページまでに記載のとおりです。

以上です。

議長 ただいま、議案第2号及び議案第3号について、事務局から説
明がありましたので、質疑を受けたいと思います。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

よろしいですか。
それでは、採決します。
はじめに、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号については、原案のとおり決定します。

次に、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号については、原案のとおり決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、すべて終了しました。
これをもちまして、令和4年第1回農業委員会総会を閉会します。